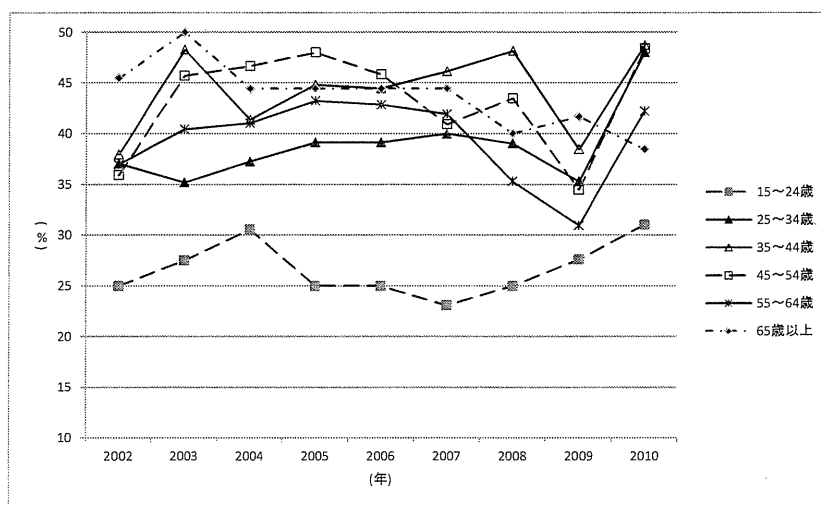


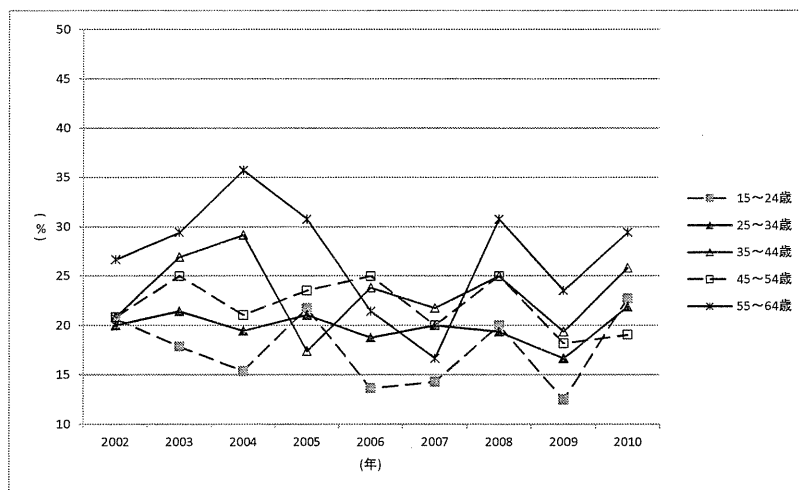
失業者割合は低い。また、男性 65 歳以上の高齢層の長期失業者割合は、2000 年代前半では最も高かったが、2010 年現在では他の年齢層より相対的に低くなっている。そしてその若年層と高齢層にはさまれた年齢層の長期失業者割合は、高い水準で収斂しつつある。中年層男性の長期失業者割合は高く、中年層女性の長期失業者割合が低いことと対照的である。長期失業は、労働収入の減少により貧困を引き起こすだけではなく長期間の貧困状態を継続させる可能性があり長期失業になりやすい中年層男性が失業した場合には、貧困におちいりやすいおそれがある。

図 2 年齢別にみた完全失業者に占める長期失業者割合

【男性】



【女性】



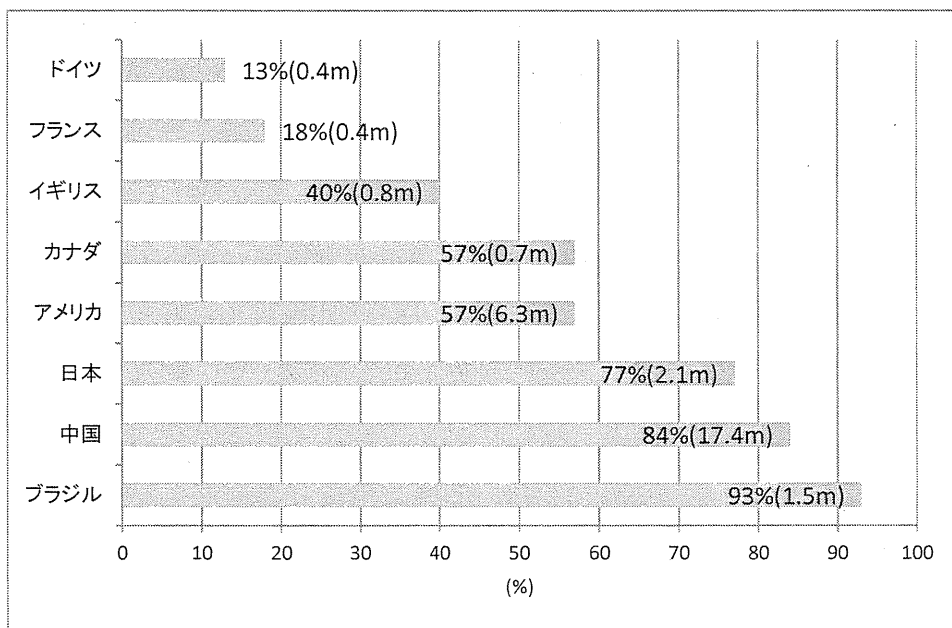
注：長期失業者は、1年以上の失業期間となるものとした。

出所：総務省統計局『労働力調査』(各年)より作成。

図 2 でみたように、中年齢層男性で長期失業の割合が上昇しており、失業期間と貧困の関係について考察する必要がある。また、失業と所得格差の関係について大竹・小原(2007)は、1990年代後半以降、45歳以上の中高年層において失業者と非失業者の格差が拡大しているだけでなく、失業者グループ内での格差も拡大していることを指摘している。よって近年中年齢層での失業者において貧困が深刻化しているおそれがある。

そして、日本においては失業者のうち失業給付の受給割合が低いことが知られている。図 3 は、失業者に占める失業給付を受給していない割合の国際比較であるが、日本は失業者の4分の3程度が失業給付を受けておらず、欧米諸国より失業給付を受給できていないことがわかる。日本の失業給付の受給者割合が低い理由は、短時間労働者に雇用保険が適用されていないことおよび失業給付の受給可能期間が短いためである。特に若年で雇用保険の加入期間が短い失業者については、90日しか支給されない。また、最も長い受給期間となる45歳以上60歳未満で雇用保険加入期間が20年以上の場合でも、最長で330日の受給期間となっており、1年以上の長期失業には対応できていない。

図 3 失業者のうち失業給付を受けていない者の割合(%, m=100万人)



出所: ILO(2009) “The financial and economic crisis : A Decent Work response”

家族との関係においても、中年齢層の失業による貧困は問題となると考えられる。若年層は家族等同居することで見かけ上貧困率が低く推計されているとする四方・渡辺・駒村(2011)や3世代同居の高齢者の貧困率が低い点を指摘する Yamada(2007)において、中年齢層は主な稼ぎ手として、若年層や高齢者の貧困を防ぐ存在として扱われているが、中年齢層の貧困については考察されていない。しかしながら、中年齢層男性が失業した場合、主な働き手を失いその家族ともども貧困となってしまうことが考えられる。

このように、貧困率の低い中年層の男性にとって、失業時の貧困リスクは、高い可能性があるが、失業者の貧困状態については、これまで十分に検証されてこなかったといえる。

3. データの説明と分析手法

本研究では、総務省統計局による『就業構造基本調査』の2002年の匿名データを用いて分析を行う³。匿名データは、各調査における世帯や個人が特定されないよう必要な匿名化が行われており、8人以上世帯および3人以上の同一年齢の子どもがいる世帯等が元のデータから除かれている。

『就業構造基本調査』においては、所得データが階級値により収集されており、各世帯の正確な年間収入を把握することができない。そこで、同データを用いて分析を行った岩井・村上(2010)と同様に、各収入階級が一樣分布していると仮定し、世帯収入を割り当てた。

分析手法としては、失業者の貧困率を推定するために、公的な最低所得水準である生活保護基準を貧困基準として採用し、生活保護基準未満の世帯所得となる世帯を貧困世帯とし、その割合の推計を行った。ただし、ここでは失業者の貧困率についての推計を行うため、世帯単位ではなく世帯構成員一人ずつ数えた個人単位(HeadCountRate)の貧困率の推計となる。

また、本来であれば貧困測定に用いる世帯所得は、世帯収入から税や保険料を控除した世帯可処分所得を用いるべきであるが、『就業構造基本調査』では世帯総収入しか把握できないため、世帯総収入を用いた推計となる。そのため、可処分所得を用いた貧困率よりも過小推計となると考えられる。

生活保護基準は、地域ごとに1級地1から3級地2まで6つに区分されているが、最も水準の高い1級地1の基準を採用した。そして、各世帯の生活保護基準の計算には、日常生活費にあたる居宅第1類と第2類のほかに、住宅扶助、教育扶助、勤労控除、老齢加算、母子(養育)加算、児童養育加算、を考慮した。その他の加算としては妊産婦加算、障害者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算などがあるが、これらは考慮していない。なお、住宅扶助については、持家の世帯には給付されないが、『就業構造基本調査』では住宅の情報がとれないため、一律に1級地の基準である1万3000円を保護基準に加えた。

4. 分析結果

下では、生活保護基準を用いた貧困率の推計を行い、主に中年層男性失業者の貧困状況について考察を行う。

年齢別就業状態別に貧困率の推計を行ったものが表1と表2である。表1は、男性について、年齢階級別に上段は貧困率を表し、下段の括弧内は年齢階級別の就業状態の構成比となっている。まず就業状態計では、10歳代・20歳代の若年層や60歳代の高齢層で

³ なお、本研究の分析結果は、われわれが独自に集計したものであり、総務省統計局が作成・公表している結果とは異なる。

は、貧困率が相対的に高く、30歳代・40歳代・50歳代の中年年齢層では、貧困率は低い水準にある。就業状態別にみると、どの年齢層でも非正規雇用は正規雇用より貧困率が高くなっており、非正規雇用と非雇用就業を比較しても、10歳代を除き、非正規雇用の貧困率が高い。一方、失業時の貧困率は、非正規雇用の場合の水準より高くなっており、年齢計でも、最も高い貧困率となっている。特に40歳代の男性においては、失業時の貧困率が50%を超えており、最も高い。40歳代では、失業者の割合が2.4%と他の年齢層よりも低い、ひとたび失業した場合の貧困率は他の年齢層より高い水準になっている。しかし、60歳代における失業時の貧困率は、他の年齢層より低くなっており、高齢者の失業は、40歳代・50歳代の中年年齢での失業と異なった状況にあると考えられる。

表1 男性年齢別にみた就業状態別貧困率および構成比(カッコ内):15~69歳 学生を除く

	正規雇用	非正規雇用	非雇用就業	失業	非労働力	Total
10-19歳	12.6 (36.8)	19.9 (24.2)	25.7 (2.5)	34.6 (10.9)	23.8 (25.5)	20.0 (100.0)
20-29歳	4.1 (69.5)	14.4 (15.0)	12.8 (4.8)	23.7 (5.6)	23.9 (5.2)	8.2 (100.0)
30-39歳	3.6 (76.9)	19.3 (6.2)	15.6 (11.2)	37.0 (2.8)	37.6 (2.9)	7.8 (100.0)
40-49歳	3.4 (71.6)	26.5 (5.0)	15.7 (18.3)	50.7 (2.4)	49.7 (2.7)	9.2 (100.0)
50-59歳	2.1 (59.5)	20.8 (6.6)	9.7 (25.8)	40.5 (3.3)	42.8 (4.7)	8.5 (100.0)
60-69歳	4.4 (12.5)	10.1 (17.4)	9.5 (28.5)	17.2 (4.8)	14.6 (36.8)	11.2 (100.0)
年齢計	3.4 (58.7)	16.0 (9.8)	11.8 (17.7)	31.4 (3.8)	22.0 (10.0)	9.0 (100.0)

注: 貧困基準は、生活保護基準とした。なお、数値計算には乗率を用いた。

出所: 平成14年『就業構造基本調査』より筆者らが計算。

表2 女性年齢別にみた就業状態別貧困率および構成比(カッコ内):15~69歳 学生を除く

	正規雇用	非正規雇用	非雇用就業	失業	非労働力	Total
10-19歳	14.0 (28.8)	24.4 (34.3)	22.5 (1.0)	29.8 (11.6)	28.7 (24.3)	23.1 (100.0)
20-29歳	4.0 (44.8)	12.9 (26.5)	16.5 (2.3)	22.5 (5.8)	16.0 (20.6)	10.2 (100.0)
30-39歳	4.9 (26.6)	17.3 (26.0)	16.4 (6.5)	23.8 (5.0)	10.4 (35.8)	11.8 (100.0)
40-49歳	5.9 (24.5)	13.1 (35.0)	14.0 (11.3)	22.0 (4.4)	11.3 (24.9)	11.4 (100.0)
50-59歳	3.7 (19.9)	10.7 (27.3)	10.1 (16.1)	21.1 (3.9)	11.0 (32.8)	9.7 (100.0)
60-69歳	7.5 (4.6)	18.4 (12.2)	13.9 (16.3)	26.1 (2.6)	14.7 (64.3)	15.0 (100.0)
年齢計	4.8 (23.7)	14.0 (25.6)	13.0 (10.7)	23.0 (4.4)	12.8 (35.7)	11.7 (100.0)

注: 表1と同じ。

表 2 は、同じく女性の年齢別就業状態別の貧困率である。就業状態計では、男性と同様に、若年層と高齢層で貧困率が高くなっている。女性全体の貧困率は、11.7%と男性より高くなっているが、失業時の貧困率は年齢計で 23.0%と男性より 10%ポイント近く貧困率が低くなっている。また、女性の年齢別にみた失業時の貧困率は、どの年齢でも 20%台となっており、年齢差が小さく男性の失業においてみられたように、中年層の貧困率で高くなる特徴は観察されない。中年層女性とは異なり、中年層男性は世帯の主な稼ぎ手となる場合が多く、失業した場合の世帯の貧困リスクが非常に高くなることわかる。

次に、表 3 は前職の離職理由別の失業者の貧困率である。解雇・倒産等の直接的な企業理由による離職と仕事や賃金への不満による離職との貧困率の差は小さい。結婚や介護などの家族理由の離職の場合における失業者の貧困率は、女性で低く、男性では高くなっている。そして、男女ともに定年を理由とした離職による失業者の貧困率が最も低くなっており、特に、男性では 12.9%と低い貧困率となっている。

表 3 離職理由別失業者の貧困率と構成比：15～69 歳男女，学生は除く

	男		女	
	貧困率	構成比	貧困率	構成比
解雇・倒産・雇いどめ	35.4	(39.3)	23.6	(22.3)
仕事・賃金への不満	32.9	(24.2)	23.1	(20.8)
家族・結婚・介護・病気	40.3	(7.4)	20.2	(33.2)
定年	12.9	(14.5)	18.8	(7.2)
その他・不詳	33.9	(14.6)	27.7	(16.6)
計	31.7	(100.0)	22.7	(100.0)

注：表 1 と同じ。

出所：平成 14 年『就業構造基本調査』より筆者らが計算。

このように、40 歳代男性において失業した場合の貧困率が 50%を超えており、最も高い。この年齢層の失業率は相対的に低いが、いったん失業してしまうと貧困に陥りやすい。

その一方で、60 歳以上の高齢での失業者の貧困率は低い水準となっている。その原因は、離職理由が「定年」を理由とした場合の失業の貧困率が低くなっており、年金受給者が加わる等が考えられる⁴。また、定年後の高齢者における失業者には、実際には就労するつもりがないにもかかわらず、雇用保険の受給を目的として求職を行う者もおり、モラルハザー

⁴ 1998 年 4 月 1 日以降に 60 歳に達し、特別支給の老齢厚生年金の受給権を得たものは、失業給付（基本手当）と年金を併せて受けることができず、いずれか一方を選択することになった。いわゆる「基本手当と年金の併給調整」である。この期間は、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをして失業給付・基本手当を受給している間は、失業給付（基本手当）を優先して支給し、この間の年金は支給停止される。失業給付（基本手当）の受給期間の満了した日の属する月までの間は調整期間の対象である。本調査は 2002 年であるため、併給調整対象となっており、調査対象の 60 歳代は年金と基本手当の併給はできず、調整の結果、60 歳到達後のしばらくの間は基本手当を受けていたと思われる。

ドが指摘されており、他の年齢層と失業者の属性が大きく異なると考えられる。そのため以下の分析では、59歳以下の失業者を対象を絞って貧困率の推計を行う。また、中年年齢層と若年の貧困率の特徴を区別するため、年齢階級は39歳以下と40から59歳の2区分にして表すこととする。ここから、中年年齢層の失業者の貧困の特徴について考察を行う。

表4は、世帯人員数別にみた失業者の貧困率である。男女ともに、単身世帯の貧困率は、若年と中年年齢層で差は小さく55%前後となっている。ただし、40歳から59歳の中年年齢層男性失業者については、女性や若年層と比較して単身世帯の割合が高い。そして、15歳から39歳の男性と女性全体では、世帯人員数が増加するにつれ急速に貧困率が低下しているが、40歳から59歳の男性は世帯人員数が増加しても、貧困率はあまり低下しない。

表4 世帯人員数別失業者の貧困率:59歳以下の男女

	男性				女性			
	15-39		40-59		15-39		40-59	
	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比
単身	55.8	(12.3)	54.9	(22.9)	54.9	(6.9)	53.7	(8.3)
2人	40.2	(11.5)	46.4	(24.3)	25.1	(18.6)	25.8	(26.7)
3人	26.8	(32.3)	38.2	(23.7)	23.9	(27.2)	16.5	(26.1)
4人	20.4	(26.3)	36.9	(18.1)	16.9	(28.8)	13.4	(24.7)
5人	19.9	(11.8)	44.4	(7.4)	21.0	(12.1)	15.6	(10.2)
6人	23.0	(4.4)	41.0	(2.7)	19.4	(4.2)	23.9	(2.6)
7人	28.8	(1.4)	43.9	(1.0)	15.9	(2.2)	21.3	(1.4)
計	29.3	(100.0)	44.4	(100.0)	23.5	(100.0)	21.5	(100.0)

注:表1と同じ。

表5は、世帯における就業者の有無別にみた失業者の貧困率である。男女ともに、世帯に他の就業者がない場合、失業者の貧困率は50%を超えている。失業時に、世帯から就業者がいなくなる場合、貧困におちいることがわかる。特に、男性においては、40歳から59歳で失業した場合他に就業者がいなくなる世帯の割合が50%を超えており、中年年齢層の失業者の貧困率の高さの主因となっていると考えられる。

表5 世帯の他の就業者の有無別失業者の貧困率:59歳以下の男女

	男性				女性			
	15-39		40-59		15-39		40-59	
	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比
他に就業者なし	51.9	(28.2)	54.9	(51.1)	59.5	(17.5)	50.1	(23.7)
他に就業者あり	20.3	(71.8)	33.7	(48.9)	15.9	(82.5)	12.6	(76.3)
計	29.2	(100.0)	44.5	(100.0)	23.5	(100.0)	21.5	(100.0)

注:表1と同じ。

表 6 は、求職期間別にみた貧困率である⁵。構成比から男女ともに、15 歳から 39 歳で比較的短い求職期間が多く、40 歳から 59 歳で求職期間が長くなっている。貧困率については、15 歳から 39 歳の男性および女性全体においては、求職期間別の貧困率の差は小さく、求職期間が長くなるからといって、貧困率が高くなるとは限らない。しかしながら、40 歳から 59 歳の男性においては、求職期間が長くなるほど貧困率が高くなっていることが分かる。特に、12 カ月を超えると、5 割以上が貧困となり、24 カ月を超えると 6 割以上が貧困となってしまっている。これは、失業期間が 1 年を超えると、データの年間収入に前職の就労収入が反映されなくなることで、雇用保険の失業給付が最長 330 日で切れてしまうことなどが理由であろう。

表 6 求職期間別失業者の貧困率:59 歳以下の男女

	男性				女性			
	15-39		40-59		15-39		40-59	
	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比
0ヵ月	28.8	(19.4)	30.4	(11.5)	21.4	(33.8)	16.4	(21.3)
1～3ヵ月	29.0	(17.9)	31.2	(15.9)	22.8	(20.9)	19.5	(15.3)
4～6ヵ月	27.5	(19.1)	37.6	(21.4)	21.8	(20.0)	20.3	(19.1)
7～11ヵ月	33.3	(10.2)	43.9	(15.9)	27.5	(7.0)	26.5	(10.3)
12～23ヵ月	28.7	(18.4)	55.9	(17.7)	25.8	(11.8)	23.7	(18.4)
24～35ヵ月	27.4	(6.9)	63.1	(6.8)	27.9	(3.4)	27.8	(7.7)
36ヶ月以上	33.4	(8.1)	60.9	(10.8)	33.6	(3.1)	25.5	(7.9)
計	29.3	(100.0)	44.3	(100.0)	23.3	(100.0)	21.6	(100.0)

注:表 1 と同じ。

そして、表 7 は雇用保険の受給の有無別にみた貧困率である。若年男性や女性では雇用保険の受給がない場合のほうが貧困率は低くなっている。40 から 59 歳の男性失業者においては、雇用保険の受給がない場合の貧困率は 50%を超えており、受給がある場合の貧困率は 30%を下回っている。中年層男性は、若年男性や女性と異なり、雇用保険の受給が貧困率に大きな影響を与える。

表 7 雇用保険の受給別失業者の貧困率:59 歳の男女

	男性				女性			
	15-39		40-59		15-39		40-59	
	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比
雇用保険受給なし	28.3	(90.8)	54.6	(62.8)	22.5	(95.2)	20.3	(91.3)
雇用保険受給あり	37.2	(9.2)	28.5	(37.2)	38.6	(4.8)	31.6	(8.7)
計	29.1	(100.0)	44.9	(100.0)	23.2	(100.0)	21.3	(100.0)

注:表 1 と同じ。

⁵ 『就業構造基本調査』では、失業期間がわからないため、失業者の求職期間を用いた。したがって、前職に就いている期間も求職期間に含まれる場合があると考えられる。

表 8 は、前職の就業形態別の失業者の貧困率である。やはり非正規雇用より正規雇用の貧困率が低くなっている。

表 8 前職の就業形態別失業者の貧困率:59 歳の男女

	男性				女性			
	15-39		40-59		15-39		40-59	
	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比	貧困率	構成比
正規雇用	28.5	(50.1)	40.3	(77.3)	20.1	(44.6)	21.3	(33.9)
非正規雇用	31.8	(31.3)	57.2	(16.4)	26.0	(42.7)	20.4	(51.7)
非雇用就業	52.9	(1.2)	54.6	(4.7)	33.1	(1.4)	31.9	(4.6)
無業	25.3	(17.5)	75.0	(1.6)	25.9	(11.3)	23.3	(9.9)
計	29.2	(100.0)	44.3	(100.0)	23.5	(100.0)	21.5	(100.0)

注:表 1 と同じ。また、前職が「無業」には、昭和 47 年以前に前職を辞めた者が含まれている。

以上、失業者においては、40 歳から 59 歳の中年年齢層男性の貧困率の高さが特徴的であったと言えよう。中年年齢層男性の多くが、世帯における主な働き手である場合が多いため、中年年齢層男性失業者は世帯に他の就業者が少なく、多人数世帯であっても貧困率が高くなっている。また、求職期間も長くなっており、求職期間が長くなるほど貧困率が高くなる特徴がある。そして、中年年齢層男性失業者の雇用保険を受給している間の貧困率は低い、雇用保険を受給できなくなった場合の貧困率が高くなる特徴がある。

では、中年年齢層男性が貧困におちいるリスクは有意に高いのだろうか。貧困におちいる確率について、ロジット分析を行ったものが表 9 となる。説明変数は、年齢カテゴリー変数、求職期間(月数)、世帯に他の就業者の有無、雇用保険受給の有無、とした。

表 9 貧困確率についてのロジット分析

	男性		女性	
	オッズ比	P値	オッズ比	P値
年齢階級(20-29が基準カテゴリー)				
15-19	1.715	0.000 ***	1.810	0.000 ***
30-39	1.608	0.000 ***	0.992	0.914
40-49	2.565	0.000 ***	0.829	0.013 *
50-59	2.019	0.000 ***	0.625	0.000 ***
求職期間(月数)	1.009	0.000 ***	1.011	0.000 ***
他に就業者あり	0.290	0.000 ***	0.137	0.000 ***
雇用保険受給	0.621	0.000 ***	0.925	0.424
前職の就業形態(正規雇用が基準カテゴリー)				
非正規雇用	1.413	0.000 ***	1.109	0.061 +
非雇用就業	1.592	0.002 **	1.748	0.000 ***
無業	0.996	0.971	1.233	0.020 *
N	7505		10197	
Log likelihood	-4446.788		-4965.832	
Pseudo R2	0.0981		0.1152	

注:1)*** …P 値< 0.001, ** …P 値< 0.01, * …P 値< 0.05, +…P 値< 0.10 である。

2) 前職の就業形態における「無業」には昭和 47 年以前に離職した者が含まれる。

出所:『就業構造基本調査』より推計。

まず、男性については、40 歳代において有意に貧困におちいる確率が高くなっている。オッズ比から 2.5 倍程度貧困となる確率が高くなることが分かる。そして、求職期間が長くなるほど貧困率が高くなり、世帯に他に就業者がいる場合は貧困率が低くなる。また、雇用保険を受給していると有意に貧困となる確率は低下する。そして、前職が正規雇用との比較で、非正規雇用や非雇用就業の場合において貧困となる確率が高くなっていた。

一方で、表 9 の女性については、男性と異なり 20 歳代と比較して 40 歳代、50 歳代の貧困率は低くなっている。また、男性と同様に求職期間が長くなるほど貧困率は高くなり、他の就業者がいる場合貧困率は低くなるが、雇用保険の影響は観察されない。

以上のように、ロジット分析の結果からも、40 歳代の中年層男性が失業した場合の貧困リスクが高く、男性失業者の求職期間が長く、雇用保険を受給できない場合に貧困に陥りやすいことがわかった。

5. 求職者支援制度のシミュレーション

2011 年 10 月から求職者支援制度が始まる。求職者支援制度は、雇用保険(失業給付)を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、求職者の早期の就職を支援することを目的としている。具体的には、求職者の就職に資する新たな訓練を設けて、一定の要件に該当する場合、訓練受給期間中に給付を行うとされる。給付額は、1 カ月当たり 10 万円とされ、このほかに訓練機関に通うための交通費が支給される。なお、給付を受ける期間には上限があり、最長 2 年となっている。求職者支援制度は、失業時の所得保障と訓練機会の保障をその内容としている。これまで、雇用保険の失業給付が終了すると、残った公的な所得保障の手段は厳しいミーンズテストを伴う生活保護制度しかなかった。しかし、「はじめに」でも述べたように、その他世帯の被保護者が急増していることや、受給期間が長期化するなかで就業意欲が減退していくことが課題となっていた。求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間で、所得保障をしながら訓練機会や就業意欲を維持する機能が期待されている。

求職者支援制度の給付の要件は、訓練を受講する場合において、①支援対象の月の収入が 8 万円以下であること、②世帯に一定の収入がないこと(支援対象の月の収入が 25 万円以下であること)、③世帯の資産が一定の水準を超えないこと(金融資産が 300 万円以下であること)、④訓練にすべて出席すること(正当な理由がある場合、8 割以上)、④

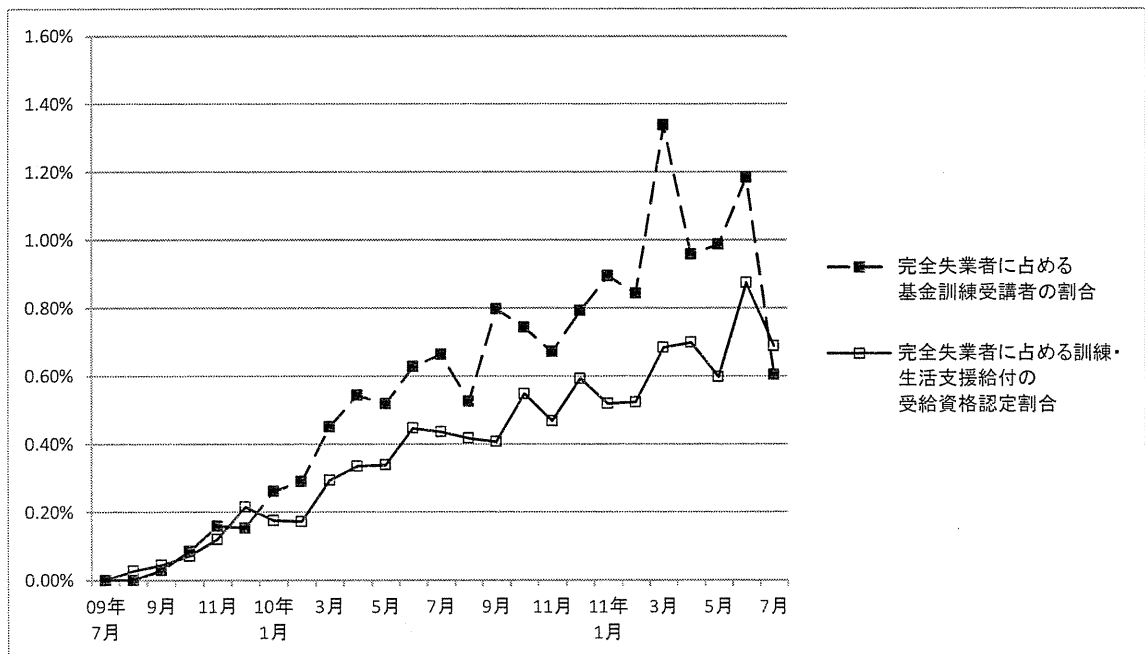
世帯に他に給付を受給し、訓練を受講している者がいないこと、とされる。

この求職者支援制度には、その前身となる制度として、緊急人材育成支援事業が 2009 年 7 月から実施されていた。緊急人材育成支援事業は、雇用保険を受給できない者に対

する新たなセーフティネットとして、基金を創設し、ハローワークが中心となって、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行っていた。この訓練は、一般には基金訓練と呼ばれている。また、生活給付は、月額 10 万円(扶養家族がいる場合は、12 万円)となっていた。

図 4 は、緊急人材育成支援事業における基金訓練受講者数および生活給付の受給者数の完全失業者との比である。事業が始まって以降、共に増加傾向にある。しかしながら、最も多かった月でも訓練受講者数は 4 万人、生活給付受給者は 2 万 5 千人程度となっており、失業者に占める割合は、訓練受講者で 1%強、生活給付受給者は 1%に満たない。

図 4 基金訓練受講者および生活支援給付の受給者が失業者に占める割合



出所:厚生労働省資料および『労働力調査』より作成。

表 10 は、基金訓練受講終了者の就職率である。修了者から引き続き基金訓練の受講を望む者を除いた人数を分母に、就職した者を分子とした就職率が載せられている。約 7 割が就職に成功したと言える。ただし、引き続き他の訓練の受講を希望する者も多く、訓練が雇用に結びつかないと、訓練期間の長期化も懸念される。

表 10 基金訓練の就職状況

コース数	回答のあった修了者数	他の訓練を希望する者の数	就職者数	就職率 就職者数÷(修了者数－訓練希望者数)
12, 279コース	169, 113人	34, 694人	93, 322人	69. 4%

注:2011 年 2 月末までの修了コースの基金訓練修了者等の就職状況(訓練修了 3 カ月後)。

出所:厚生労働省資料。

このように、緊急人材育成支援事業の対象者はまだまだ少ないが、前節でみたように、失業者の多くが生活保護基準未満の所得となる貧困状況にあり、今後求職者支援制度による訓練による再就労と生活給付は、失業者のセーフティネットとして機能を果たすことが期待される。

では、求職者支援制度のもつ所得保障機能と職業訓練機能のうち、所得保障機能がどの程度の救貧効果を持っているか、以下では、求職者支援制度の給付を失業者が受けた場合の生活保護基準でみた貧困率のシミュレーションを行う。緊急人材育成支援事業での生活給付の受給者数は、失業者の1%に満たなかったが、以下のシミュレーションにおいては、給付の受給割合が失業者の1%から20%まで1%ポイントずつ上昇した場合のシミュレーションを行う⁶。シミュレーションの仮定は、以下のとおりである。

第1のシミュレーションは、訓練期間が1タームである3カ月間受講し、その間月10万円の給付を受け年間30万円の給付を受ける失業者である(以下「3カ月給付」)。

第2のシミュレーションは、最長で2年である訓練期間における給付を12カ月間受講し、その間月10万円の給付を受け年間120万円の給付を受ける失業者である(以下「12カ月給付」)。

給付の対象者は、雇用保険を受けていない失業者のうち、世帯収入が300万円(25万円×12カ月)以下の者を対象とした。本来の給付要件には、本人の月収と世帯の月収および資産が考慮されるが、『就業構造基本調査』は年間収入のデータしか把握していないために、年間の世帯収入のみを考慮した。この対象者から、失業者にしめる受給者割合が一定となるように、ランダムに受給者を選択し、年間収入に給付を加えるマイクロ・シミュレーションを行った。すなわちここでは、求職者支援制度における給付の貧困率削減効果のみをシミュレーションの対象とする⁷。ただし、対象者についてランダムに受給者を選択しているため、世帯年収が300万円以下であるが、生活保護基準以上の収入となる失業者についても、給付を行うことになる。世帯収入が低いものほど、支給対象になりやすいとすると、本研究のシミュレーションによる貧困率削減効果は、過小推計となる。なお、求職者支援制度の実際の就労への影響およびそれを考慮した貧困率の削減効果については、今後の課題である。

図5は、シミュレーション分析の結果である。「3カ月給付」の場合は、適用者の割合が上昇したとしても、貧困率の低下は緩やかであり、失業者のうち20%が受給したとしても貧困率は2%ポイント程度しか低下しない。一方、「12カ月給付」の場合は、給付対象の拡大による貧困率の削減は大きく、失業者のうち20%に適用した場合は約10%ポイントほど貧困

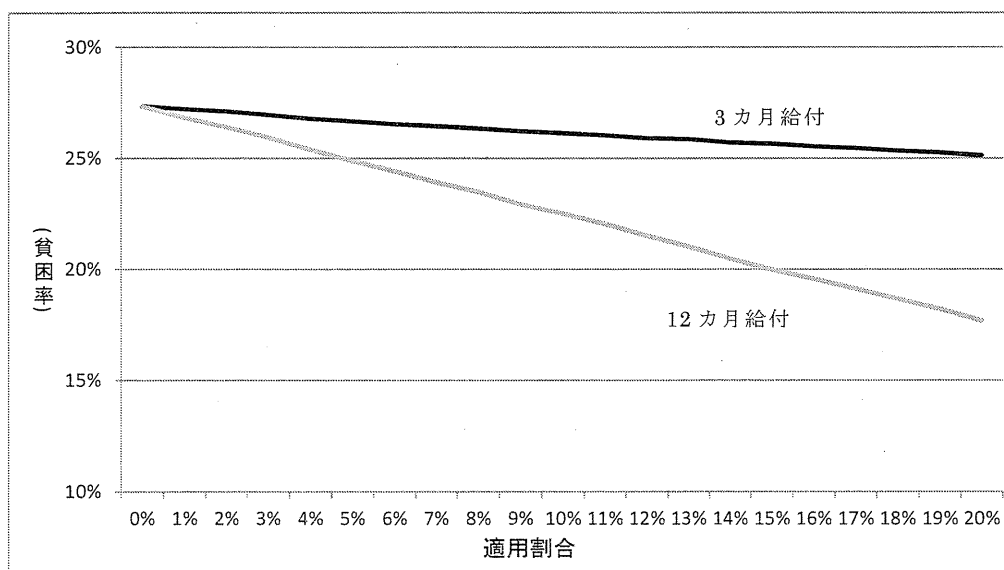
⁶ この場合、当然膨大な財政支出を伴うことになるので、安定した財政構造の構築は不可欠である。

⁷ 求職者支援制度の対象者を求職者支援制度による就労率への効果が暗黙にゼロと仮定している。すなわち仮に基金訓練を受けた場合と受けなかった場合の就職できる可能性は変わらないとする。

率が低下することとなる。

このように、求職者支援制度において、3カ月の訓練期間中の給付では、貧困率の削減に対して限定的であると言えるだろう。したがって、求職者支援制度による貧困率の削減については、就労の成功が重要となってくる。一方で、12カ月間給付を行うとかなりの貧困率削減効果が期待できる。しかしながら、長期間の給付により就労が阻害される可能性が指摘される。

図5 失業者に対する生活給付適用割合別貧困率のシミュレーション



注：雇用保険を受給していない失業者のうち、適用対象となる年間300万円以下の世帯収入の者について、ランダムに給付を適用し、年間の世帯収入に3カ月給付(30万円)・12カ月給付(120万円)を行った場合の貧困率を推計している。

出所：平成14年『就業構造基本調査』より筆者らが計算。

6. おわりに

本論では、40歳から59歳の中年年齢層男性の貧困リスクについて、『就業構造基本調査』の個票データを使って分析した結果、以下の4点が確認できた。

1) 中年年齢層男性は、正規雇用の貧困率は低いものの、失業時の貧困率は、若年層や女性中年年齢層および高齢者層の失業者に比較して際だって高い。世帯主で扶養義務者である中年年齢層男性は、失業リスクそのものは低いものの、ひとたび失業すると若年層や女性のように被扶養になるという逃げ道がなくなり、また年金のような普遍的な所得保障制度をあてにできないため、高い確率で貧困状態に陥ることが確認できた。

2) 中年年齢層男性の失業時の貧困率は、他の構成員の就業状況に左右される。世帯内に他の就業者がいる場合は、貧困率は抑制され、貧困リスクを分散しているが、現実には、約半数が世帯に他の就業者がおらず、他の就業者の存在という保険は期待できない。

3) 中年年齢層男性は、雇用保険を受給することによって貧困率が低くなるものの、失業期間が長くなるほど貧困率が高くなる。

4) 新たな求職者支援制度の政策効果のシミュレーションを行った結果、長期間の給付もしくは就労の成功がないかぎり、貧困率の抑制効果は限定的となる。

非正規労働者の増加などで、若年層の貧困率の上昇に注目が集まり、男性の中年年齢層は正規労働者が多く、既得権によって守られたグループと見なされてきた。しかし一方で、扶養家族を抱え、貧困リスクを分散できないため、ひとたび失業すると、貧困におちいる確率が高く、しかもその状態が長期化するほど貧困率が上昇していくことが確認できた。

また、雇用保険と生活保護の間を埋める仕組みとして期待されている求職者支援制度もその現金給付の防貧効果そのものは限定的であり、やはり就職につながるような機能の充実が重要である。

現在、30 歳代より若い世代で急速に非正規労働者が拡大し、ワーキング・プア層の中核を形成している。そのため、正規・非正規間での労働条件の均衡、雇用保護の格差の見直しという主張も存在する。しかし、現時点で、40 から 59 歳という中年年齢層は、いわゆる日本型雇用の影響が強く、家庭内で性別役割分業を引きずっており、他の就業員という形の貧困リスク分散機能を有していない。現在中年年齢層の男性を既得権グループとし、その雇用保障を引き下げることで、非正規との処遇を均衡化させるべきという意見もある。しかし、そのためには雇用保険、求職者支援制度の大幅な拡充を前提にするか、生活保護制度の利用を積極的に認める必要がある。社会手当などの充実により、中年層の扶養負担を軽減しない状態での中高年齢の雇用保障の見直しは慎重となるべきであろう。

謝辞

独立行政法人統計センターより『就業構造基本調査平成 14 年』の匿名データの提供を受けた。関係者各位に感謝申し上げます。また、本論の作成にあたり、資料収集や図表の作成に慶應義塾大学経済学研究科博士課程の渡辺久里子君に助力を頂いたことを記してお礼したい。

<参考文献>

阿部彩(2006)「貧困の現状とその要因——1980～2000 年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配——格差拡大と政府の役割』東京大学出版会，第 5 章，pp.111-137.

——(2008)『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波書店。

大竹文雄・小原美紀(2010)「所得格差」樋口美雄編『労働市場と所得分配』第 8 章，pp.253-285，慶應義塾大学出版会。

駒村康平(2003)「低所得世帯の推計と生活保護制度」『三田商学研究』第 46 巻第 3 号，pp.107-126.

——(2007)「ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」『日本労働研究雑誌』No.563, pp.48-60.

——(2008)「ワーキングプアと所得保障政策の再構築」『都市問題』第99巻第6巻, pp.53-62.

駒村康平・山田篤裕・四方理人・田中聡一郎(2010)「社会移転が相対的貧困率に与える影響」樋口美雄他編『教育・健康と貧困のダイナミズム——日本の税社会保障・雇用政策と家計行動』慶応義塾大学出版会.

四方理人・渡辺久里子・駒村康平(2011)「親と同居する若年者の貧困について——親世帯との分離のマイクロ・シミュレーション」樋口美雄他編『貧困のダイナミズム——所得格差に与える税社会保障制度の効果』慶応義塾大学出版会.

橘木俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会.

——(2007)「日本の貧困と労働に関する実証分析」『日本労働研究雑誌』No.563, pp.4-19.

村上雅俊・岩井浩(2010)「ワーキングプアの規定と推計」『統計学』第98号, pp.13-24.

Yamada, Atsuhiro

(2007) "Income Distribution of People of Retirement Age in Japan" *Journal of Income Distribution* Vol. 16, No. 3-4, pp. 31-54.

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
分担研究報告書

低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究

「居住水準を用いた低所得者向け住宅政策の検証」

研究分担者 丸山 桂 成蹊大学経済学部

研究要旨

本研究は、総務省統計局「住宅・土地統計調査」の平成5年、10年、15年の個票データを用いて、住居の所有状況別に、居住水準や家賃負担の負担の現状について独自の手法で分析を行った。社会全体の居住水準は向上しているが、民営借家入居の低所得者世帯の世帯収入に占める家賃負担の割合は上昇している。また、同じ世帯収入であっても公営住宅入居世帯と民営借家入居世帯の家賃負担割合には大きな乖離があり、都市部ほど大きいものとなっている。

今後の低所得者向けの住宅政策としては、公営住宅の入居基準の見直しと収入超過者への対処の見直しや低所得の民営社宅入居者に対する家賃補助政策が必要である。

A. 研究目的

本研究では、総務省統計局「住宅・土地統計調査」（平成5年、10年、15年）の個票を用いて、住居の所有状況別に、居住水準や家賃負担の負担の現状について独自の手法で分析を行う。第1は家族類型、世帯年収、住宅の所有状況別に住まいの居住水準はどの程度異なるのか、第2に家賃負担および世帯収入に占める家賃負担の現状を公営住宅と民間借家世帯とで比較し、公営住宅の家賃軽減策について検討する。第3に家賃補助（住宅手当）の対象世帯数および必要額について推計する。

B. 研究方法

本研究では、総務省統計局「住宅・土地統計調査」（平成5年、10年、15年）の個票を用いて分析する。居住水準指標は、第8期住宅建設五箇年計画の居住水準の最低居住水準の世帯人数、世帯人員の年齢に応じて、最低居住水準（健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積）、都市居住型誘導居住水準（豊かな住生活の実現として必要と考えられる住宅の面積で、共同住宅居住を想定）、一般居住型誘導居住水準（同上、共同住宅以外の居住を想定）に必要な居室の畳数を推計し、実際の居室の畳数との関係、および設備（台所、トイレ、洗面所、浴室）の整備状況別に指標を作成した。

(倫理面への配慮)

本調査で用いるデータは、あらかじめ秘匿措置が施されている。また、本分析では市町村名を特定した分析は行っていないので、問題はないと思われる。

C. 研究結果

社会全体の居住水準は向上しているが、世帯収入に占める家賃負担の割合は低所得者は上昇している。また、同じ世帯収入であっても公営住宅入居世帯と民営借家入居世帯の家賃負担割合には大きな乖離があり、都市部ほど大きいものとなっている。結果として都市部の公営住宅に入居できない低所得者世帯への支援が不十分なものとなっている。

D. 考察

居住水準でみた場合、公営住宅入居者は1人または2人世帯などは誘導居住水準以上の住宅に居住する者が多いが、4人以上の世帯になると逆に最低居住水準未満の世帯の割合が増加する。これは、浴室や洗面所等の整備が公営住宅の方が民営借家に比べ早くから整えられてきたことによる影響と居住室の面積が狭いために多人数世帯には手狭な物件が多いことの影響が考えられる。

また、非正規労働者や無職世帯が増加するなか、当該世帯の民営借家入居者の世帯年収に占める家賃負担は3割から4割となっており、特に税や社会保険料負担が高齢世代に比べ相対的に重い現役世代の低所得者世帯へのなんらかの支援が必要である。社会全体の所得水準が低下するなか、特定の住居に入居出来た者に対する家賃補助よりはユニバーサルな住宅手当のあり方を模

索する必要がある。

E. 結論

世帯人員が縮小するなか、公営住宅の入居収入基準やその目安となる算定式を見直す必要がある。また、民営借家の居住水準の向上は家主の努力だけでは限界があり、政府、自治体などの支援も不可欠である。また、住宅手当（家賃補助）が入居水準向上に寄与するためには、制度設計にはいくつかの工夫も必要である。

F. 研究発表

1. 論文発表

丸山桂・駒村康平（2012）「自営業者の生活保障と年金保険料納付行動」慶應義塾大学経済学会『三田学会雑誌』104 巻4 号、pp. 31-62

丸山桂（2012）「短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大問題」（財）年金シニアプラン総合研究機構『年金と経済』Vol.30 No.4、pp.16-22

2. 学会発表

なし

(発表雑誌名・巻号・頁・発表年も記入)

G. 健康危険情報

なし

H. 知的財産権の出願・登録

なし

第2章：自営業者の生活保障と年金保険料納付行動¹

丸山桂(成蹊大学経済学部)・駒村康平(慶應義塾大学経済学部)

要旨

本論文では、各国の年金制度における自営業の取り扱いについて展望し、独自の個票データを使って自営業者の保険料の納付行動の分析を行った。

この結果、自営業に対する保険料の強制徴収を強め、負担能力に応じた保険料の仕組みの導入が必要であることが確認できた。このことから、ただちにすべての自営業者を被用者とまったく同じ所得比例年金と最低保障年金の仕組みに組み入れるべきとは結論づけられないが、諸外国でも工夫している年金制度における自営業者への対応を参考に多くの改善点が必要である。

1. はじめに

2011年6月の社会保障・税一体改革成案を受け、2012年には年金改革が予定されている。今回の改革は、当面は現行制度の改善にとどまるが、最終的には国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、社会保険方式の所得比例年金と税財源による最低保障年金で構成される「新しい年金制度の創設」実現に取り組むこととされている。その基本原則は、①働き方・ライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度、②最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度、③国民から信頼され、財政的にも安定した制度であり、方向性を持った制度改善であることは明確になっている。

この新しい年金制度における最大の課題は、これまで定額保険料、定額給付であった自営業者グループに被用者と同じ所得比例年金を適用する点である。その際は、歳入庁と納税者番号制度による正確な所得把握が不可欠になる。さらに、そもそも自営業者に所得比例年金が必要なのかという点も古くからある重要な論点である²。以上の2つの議論を進めるためには、自営業者の年金加入行動、老後の生活費の準備状況について明らかにする必要がある。内閣府(2011)はOECD加盟国データによる分析を行い、景気後退期には自営業者の割合は上昇傾向になるとしており、低成長時代を迎えた日本でも、自営業者の社会保障のあり方を再考すべき時期にきている。

本研究では、1)諸外国の自営業者向け年金制度における様々な工夫を概観し、2)個票分析を通じて自営業者の年金保険料の納付行動を明らかにし、制度改善すべき点を明らかにすることを目的としている。

¹ 2011年4月7日に行われた「年金研究会(慶應義塾経済学会・日本年金学会共催)」に出席し、重要なコメントをいただいた皆様にも感謝したい。

² たとえば、厚生大臣の私的諮問機関だった年金制度基本構想懇談会は1977年に自営業者世帯の世帯構成の違いを理由にして、厚生年金と国民年金の年金額の統一の必要性を否定している。社会保障研究所編(1988)pp.302-350参照。

2. 自営業者の年金

(1) なぜ自営業者の年金制度なのか

国民皆年金・皆保険体制をとる日本では、これまで自営業者の社会保障のあるべき姿や年金の保険料負担、給付水準に関する実証的な分析に基づく議論はほとんど行われてこなかった。多くの議論は、自営業者の生活は被用者のそれとは違い、自助を中心とし、限定された社会保障制度でよいという観念的なものであった。皆保険・皆年金体制をとらない国々では、社会保障とりわけ社会保険は男性正社員モデルを前提に発展してきており、ドイツなどは一部の自営業者を適用除外にするなどの対応をしてきた。欧州における社会保障の適用拡大は、自営業者に対する適用拡大(医療保険、失業保険含む)と事業主が社会保険の事業主負担を回避するために増加した、被用者の性格が強い自営業者の社会保険適用拡大問題が議論されてきた³。

ベヴァリッジ報告でも自営業者の年金制度の問題点として、保険料徴収と退職条件を付けた年金支給条件⁴が困難であることが述べられている。被用者であれば、申告の強制や虚偽申告、退職の見極めも容易であるが、それ以外の者は、収入の捕捉が難しく、管理運営機関の整備が必要であるとしている。そのため、イギリスの保険料・給付額は性別や年齢、職業に応じて異なるが、すべて定額保険料、定額給付とされた。

北欧諸国を除く多くの国で、被用者と自営業者の社会保障制度における取り扱いは異なっている。イギリスでは自営業者がミーンズテストなしに受けられる手当がないなど、自営業者は被用者に比べ給付が制限されている国が多い(European Foundations for the improvement of Living and Working Conditions 2010 p.21)。表1はEU加盟国の自営業者の定義および社会保障制度の取り扱いをあらわしているが、北欧諸国における被用者と自営業者の取り扱いはほぼ等しいが、イギリス、フランス、ドイツでは被用者に比べ、制限されている項目が相対的に多い。

近年の研究によって自営業者層の多様化が明らかになるにつれ、自営業者と社会保障の問題が注視されるようになってきている。Eardley and Bradbury(1997)はオーストラリアの自営業はプチブルジョア階層であり、社会保障の給付対象にはほとんどならないと想定されてきたが、「準自営業者」や「偽装雇用」が増加した結果、被用者とは異なる自営業者向けの社会保障のあり方の議論が必要と主張している。すでにドイツでは僅少労働者に社会保険の適用拡大を行っているが、Sailer(2011)はドイツの公的年金制度において一部の自営業者を適用除外にしていることが、彼らの貧困リスクを上昇させ、公的扶助受給者の増加、地方財政の悪化につながっていると指摘し、公的年金制度の適用範囲の見直しが必要であると主張している。こうした社会経済状況を受け、近年ではEU諸国の自営業者の社会保障制度改正があいついでいる⁵。

³ ISSA(International Social Security Association)は2001年以降、社会保障の適用格差問題に取り組んでいる。詳細は Ginnekenn(2003, 2009)参照。

⁴ ベヴァリッジは、年金は労働年齢を過ぎた者に対する給付であり、事実上仕事を退いた者に限るべきと考えていた。ただし、就業継続を奨励するため、退職の延期をした者には年金額を加算すべきとしている(pp.146-147)。

⁵ 詳細は、European Foundations for the Improvement of Living and Working Conditions(2010)参照のこと。

表1 EU加盟国の自営業者の定義および社会保障制度における取扱い(抜粋)

	定義	社会保障の適用	労働時間、産前産後休暇、病気休暇
イギリス	伝統的:「自由」な専門職、ジャーナリスト、トレーダー、大工、農家 経済的に自立した労働者:定義なし。 労働者性を問うのが一般的。労働裁判では雇用者との関係を4つの指標から勘案	一般的に、ミーンズテストに基づいた限定されたリスクに対応。自営業者は通常労働法の適用除外となるが、所得税の負担割合は低く、節税も可能。彼らはミーンズテストなしのすべての給付と不公平な解雇、冗長的な競争と保障された賃金を受け取る権利を失っている。	労働時間:規定なし 産休・育休と病気休暇:自営業者には規定なし
フランス	伝統的:トレーダー、大工、個人商店主、農家、「自由」な専門職。経済的に自立した労働者:定義無し	非農林業に従事する自営業者は、1種類の自営業者の社会保障制度(régime social des indépendents)に適用される	規定なし
ドイツ	伝統的:大工、農家、芸術家、ジャーナリスト、「自由」な専門職 経済的に独立した労働者:1999年の法律で、自営業者は5つの観点による雇用主との関係から定義している。これにより、社会保障行政では1つの雇用主に「経済的に依存する」と位置づけている	1995年の改革後、自営業者は民間もしくは法定の医療保険に任意加入可能。2006年からこれらの労働者(ある条件のもと)公的な失業保険にも加入可能に。さらに、特定の自営業者の職業カテゴリーの者は特別な社会保障基金に加入できる	規定なし
スウェーデン	伝統的:トレーダー、大工、「自由」な専門職 経済的に独立した労働者:定義なし	社会保障制度は、社会リスクに対するユニバーサルな適用を行っている	労働時間:規定なし 産休・育休:両親手当の水準は'sick benefit grounding income(SGI)'により決定。両親は100%の休業補償は最大390日間まで支払われる。両親休暇の総時間を半分要求する権利をもつ 病気休暇:自営業者は給与の休業補償はないが、傷病手当は受給可能。被用者、自営業者ともにSGIの80%を超えることはできない。自営業者は可処分所得をSGIとしてカウントできる。傷病手当の受給期間は被用者と自営業者で異なる
フィンランド	伝統的:トレーダー、芸術家、大工 経済的に独立した労働者:定義なし	自営業者は形式的には被用者として同一制度に適用。しかし、自営業者は被用者、自営業者向け両制度の選択が可能で、社会保障の保護レベルを選択できる。	規制なし
デンマーク	伝統的:「自由」な専門職、トレーダー、個人商店主 経済的に自立した労働者:定義なし。	一般的に、自営業者は社会給付を受給可能。失業と傷病手当、産休は、被用者と異なる要件であるが、これを満たせば、受給可能。自営業者は一部付加的な失業給付を制限される	規制なし
ノルウェー	伝統的:「自由」な専門職、トレーダー、大工 経済的に自立した労働者:雇われていない被用者(フリーランサー)、正式には雇用されていないが、被用者のように行動する者	社会保障制度は、社会リスクに対するユニバーサルな適用を行っている	労働時間:規定なし 産休・育休:被用者と同じ。しかし、手当の給付水準は被用者より低い。自営業者は社会保障保険料を増加することによって、100%の休業補償を受けることも可能。「フリーランサー」は一定条件のもとでのみ産休・育休を取得できる。 病気休暇:自営業者は17日目以降に所得の65%を上限に手当が支払われる。フリーランサーは17日以降100%の傷病手当が受給可能

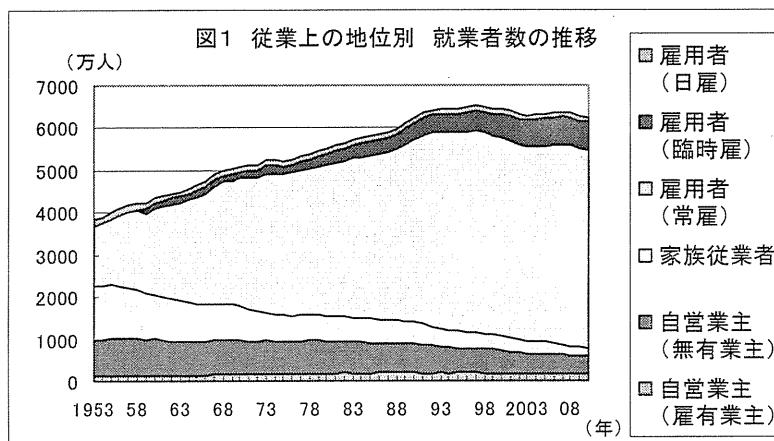
出所:European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions(2010) pp.31-37
より作成

一方で、すでにユニバーサルな給付を実現しているフィンランドでも、自営業者は被用者にくらべ各種社会保障給付の水準が劣る。政府は2003年に自営業者の社会保障を検討するワーキンググループを立ち上げ、これを受けて傷病手当金制度や労働安全衛生の見直しが行われた。スウ

エーデンでも疾病手当や両親手当の給付算定に、自営業者ならではの収入の季節変動の考慮が必要と議論されている (European Foundations for the Improvement of Living and Working Conditions 2010 p.22)。こうした論点は、すでに皆保険・皆年金を達成している日本でも参考にすべき点がある。

(2) 自営業者の動向

最初に自営業者の動向を見ておこう。図1で示すように、総務省統計局「労働力調査」によると自営業主はその数、就業者に占める割合ともに減少傾向にある。国民年金がスタートした1961年時点での自営業主・家族従業者は就業者総数の46%であったが、2010年には12%にまで低下している。G5国で自営業者率の動向を比較すると、ドイツ以外の国では日本同様に低下傾向にあり、農林漁業を除いた傾向も同様である(内閣府 2011)。日本の自営業者率はまだG5間では高い⁶が、他国に比べ自営業者の相対的収入の低さが自営業者離れの要因とされている。



注: 1972年までは沖縄県は含まれていない。

「雇有業主」、「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」の1966年以前の結果については、時系列接続用に補正していないため、注意を要する。

出所: 総務省統計局「労働力調査」より作成。

(3) 自営業者の家計

自営業者の所得捕捉の問題は税制の公平性の観点から議論されてきたが、その家計や資産状況を集計データから把握するのはきわめて難しい⁷。家計や資産動向は、総務省統計局「家計調査」に掲載されているが、勤労者世帯が所得四分位等の階級分布が分かるのに対し、勤労者以外の世帯主の職業別の家計状況は平均値データしかない。また、農林漁業世帯の所得を調査している農林水産省「農業経営統計調査 経営形態別統計(個別経営)」では、貯蓄や資産残高は調査対象になっていない。

⁶ OECD加盟国全体で非農林業就業者に占める自営業者の割合の趨勢をみると、日本の自営業者の割合は1990年の22.3%から2008年の13%へ大幅に減少しているのに対し、OECD加盟国の多くは増加もしくは横ばい傾向にある。2008年時点で比較すると、日本の非農林業就業者に占める自営業者の割合は13%であるのに対し、OECD加盟国平均値は15.8%でやや平均を下回る(OECD 2010)。

⁷ 自営業者研究が難しいことは日本に限定されたものではない。Aronson(1991)もまた自営業者の定義に加え、人数や所得の把握が困難であることを指摘している。